

能代港港湾計画書（案）

－ 改 訂 －

令和2年1月

能代港港湾管理者
秋田県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成4年6月 第20回秋田県地方港湾審議会
- ・平成4年8月 港湾審議会第142回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成21年6月 第31回秋田県地方港湾審議会
- ・平成26年6月 第33回秋田県地方港湾審議会
- ・平成26年9月 第34回秋田県地方港湾審議会
- ・平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経た能代港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共埠頭計画	5
1-1	大森地区	5
2	専用埠頭計画	6
3	水域施設計画	7
3-1	泊地	7
3-2	航路・泊地	8
4	小型船だまり計画	9
4-1	大森地区	9
4-2	中島地区	9
5	臨港交通施設計画	11
5-1	道路	11
IV	港湾の環境の整備及び保全	12
1	廃棄物処理計画	12
2	港湾環境整備施設計画	12
V	土地造成及び土地利用計画	13
1	土地造成計画	13
2	土地利用計画	13
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	14
1	海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の 拠点を形成する区域	14
VII	その他重要事項	15
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能する ために必要な施設	15
2	大規模地震対策施設計画	15
3	港湾施設の利用	16
(1)	物資補給等のための施設	16
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	16

- (1) 廃棄物処理への対応…………… 1 6
- (2) 再生可能エネルギー源を利活用する区域の指定…………… 1 6

I 港湾計画の方針

1 能代港への要請

能代港は秋田県北部米代川河口に位置し、古くから木材の荷役を中心とした河口港として発展し、昭和28年に地方港湾に指定された。その後、昭和56年には、能代火力発電所の立地が決定し、重要港湾に指定された。

今日の能代港は、県北部の物流・産業活動を支える基盤として重要な役割を担っているほか、大規模な火力発電所が立地しエネルギー供給拠点としての役割も担っている。

近年、地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの積極的導入が期待され、洋上風力発電事業が注目されるなか、能代港周辺は、風況や海底の地盤状況等から洋上風力発電事業の有望地域として期待されている。すでに能代港周辺では、港湾区域内を含め複数の洋上風力発電事業の計画が進められており、さらに導入が活発化すると考えられていることから、洋上風力発電事業の進展により、現在の火力発電所に加えてより一層エネルギー供給拠点として、地域経済を牽引する役割が期待されている。

能代港は、この複数の洋上風力発電事業計画に近接しているポテンシャルを活かして、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための拠点としての役割が求められている。そのため、周辺で計画されている洋上風力発電の設置及び維持管理を安定して行うためのふ頭再編及び機能強化を図る必要がある。

地域産業の活性化に資する港づくりという観点では、バルク貨物の需要を踏まえた土地利用を推進していく必要がある。

災害に強い港づくりという観点では、大規模地震発生時の対応を目的とした耐震強化岸壁の整備が必要である。

2 港湾計画の方針

(1) 港湾計画の方針

地域産業の振興に貢献するとともに再生可能エネルギー拠点としての機能強化を目指し、2030年代半ばを目標年次として、以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

1) 【環境】洋上風力発電の設置及び維持管理拠点の形成

洋上風力発電の設置・維持管理に対応した環境の提供と港湾空間の有効活用を行うことにより、洋上風力発電の拠点を形成する。

- ① 洋上風力発電の設置及び維持管理拠点となる港湾の機能強化

2) 【物流・産業】地域産業を支える物流・生産拠点の形成

地域産業の持続的発展や競争力強化に資する物流基盤及び生産基盤を強化する。

- ① バルク貨物等の新規需要を踏まえた埠頭用地の造成及び利用再編による物流の効率化
- ② 洋上風力発電関連の産業立地の促進

3) 【防災】住民・産業を守る防災機能の充実

大規模災害時において、県民の暮らしや来訪者の安全・安心を守るとともに、産業の自然災害リスクを低減する。

- ① 緊急物資輸送能力の確保

4) 【環境】住民が親しめる親水空間の確保

地域住民の暮らしに憩いと癒しを提供しつつ、海洋性レクリエーションを安全に楽しめる親水空間を確保する。

(2) 港湾空間のゾーニング

能代港は中島・下浜・大森・外港・落合の5つの地区から構成されている。多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域（約300ha）と水域（約2,300ha）からなる港湾空間を以下のように利用する。

- 大森地区北側は、物流関連ゾーンとする。
- 大森地区南側及び外港地区北側は、生産関連ゾーンとする。
- 下浜地区及び中島地区の一部、大森地区及び外港地区の東側は船だまり関連ゾーンとする。
- 落合地区及び中島地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- 外港地区及び大森地区の西側は、エネルギー関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（2030年代半ば）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	450万トン
	内 貿	80万トン
	合 計	530万トン
船舶乗降旅客数等		0.2万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 大森地区

再利用資材や砂利・砂等の外内貿貨物を取り扱うとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 260 m [既設] ○ 1

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m

[既定計画の変更計画] ○ 3

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m [既設] ○ 2

埠頭用地 42 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち 17 ha 既設) [既定計画の変更計画]

既定計画

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m N1、N2

埠頭用地 20 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち 18 ha 既設)

2 専用埠頭計画

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 3 3 0 m

水深 7 . 5 m ドルフィン 1 バース

3 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応するため、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

3-1 泊地

外港地区

既定計画どおりとする。

既定計画
水深 14 m 面積 2 ha
水深 7.5 m 面積 1 ha

大森地区

水深 12 m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]

既定計画
水深 7.5 m 面積 4 ha

中島地区

水深 7.5 m 面積 1 ha [既定計画]

3-2 航路・泊地

大森地区

水深 12 m 面積 23 ha [既設・既定計画の変更計画]

既設

泊地 水深 10 m

既定計画

泊地 水深 10 m 面積 1 ha

泊地 水深 7.5 m 面積 4 ha

4 小型船だまり計画

4-1 大森地区

既定計画どおりとする。

既定計画		
物揚場	水深 2 m	延長 1, 150 m

また、小型船だまりの集約に伴い、次の施設を廃止する。

既設		
物揚場	水深 4 m	延長 420 m
船揚場		延長 100 m

4-2 中島地区

漁船の集約を図るため、以下の施設について計画を変更する。

下浜・中島漁船だまり

泊地	水深 2 ~ 3 m		[既設の変更計画]
防波堤	延長 40 m		[既定計画]
物揚場	水深 3 m	延長 175 m	[既設の変更計画]
物揚場	水深 2 m	延長 145 m	[新規計画]
物揚場	水深 2 m	延長 230 m (うち 115 m 既設)	[既設の変更計画]
船揚場	延長 40 m		[新規計画]
埠頭用地	7 ha (うち 4 ha 既設)		[既設の変更計画]

既設

泊地 水深 2 m

物揚場 水深 2 m 延長 3 4 5 m

埠頭用地 4 h a

5 臨港交通施設計画

5-1 道路

既定計画どおりとする。

既定計画
臨港道路 外港線
起点 外港地区 終点 臨港道路大森1号線 2車線

また、需要の変化に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
臨港道路 中島下浜線
起点 中島埠頭 終点 下浜埠頭 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

既定計画どおりとする。

既定計画

外港地区 海面処分用地 26ha

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画を変更する。

中島地区 緑地 10ha（うち4ha既設）

[既定計画の変更計画]

既定計画

中島地区 緑地 10ha（うち4ha既設）

また、土地需要の変化を踏まえ、次の施設を廃止する。

既定計画

大森地区 緑地 4ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位:ha)

用途・地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	レクリエーション施設用地	公共用地	廃棄物処理用地	海面処分用地	合計
中島地区	(2) 2	(5) 5								(8) 8
大森地区	(23) 23									(23) 23
合計	(25) 25	(5) 5								(31) 31

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

用途・地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	レクリエーション施設用地	公共用地	廃棄物処理用地	海面処分用地	合計
中島地区	(3) 3	(10) 10		(2) 2	(10) 10					(25) 25
下浜地区	(5) 5	(1) 1	(4) 4	(2) 2						(12) 12
大森地区	(42) 42	(10) 10	(39) 39	(8) 8						(100) 100
外港地区			(189) 189	(3) 3					(26) 26	(219) 219
合計	(50) 50	(21) 21	(232) 232	(16) 16	(10) 10				(26) 26	(355) 355

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、以下の施設において、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するように措置することを計画する。なお、当該拠点の形成に当たっては、災害時等における公共的な利用を確保する。

大森地区

岸壁 1 バース 水深 1 2 m 延長 2 3 0 m

[既定計画の変更計画] O 3

埠頭用地 8 h a (うち 5 h a 既設) [既定計画の変更計画]

Ⅶ その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

大森地区

岸壁 1 バース 水深 1 2 m 延長 2 3 0 m

[既定計画の変更計画] ○ 3

泊地 水深 1 2 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

航路・泊地 水深 1 2 m 面積 2 3 h a

[既設・既定計画の変更計画]

2 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

大森地区

水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 1 8 5 m

[既設の変更計画] ○ 2

道路

臨港道路 大森 1 号線 [既設の変更計画]

起点 大森埠頭 終点 国道 7 号 4 車線

なお、これに伴い、以下の施設の大規模地震対策施設計画の位置付けを削除する。

既定計画

水深 7. 5 m 岸壁 1 バース 延長 1 3 0 m ○ 1

3 港灣施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

中島地区

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m (物資補給岸壁)

[既設の変更計画] N 1, 2

4 その他港灣の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 廃棄物処理への対応

廃棄物の処理用地を確保するため、大森地区の 23 ha の土地造成及び中島地区の 8 ha の土地造成において、浚渫土砂及び陸上残土 156 万 m³ の廃棄物の処理を計画する。[新規計画]

(2) 再生可能エネルギー源を利活用する区域の指定

港灣の適正かつ効率的な利用に努めつつ、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対応し、港灣における洋上風力発電施設の導入を図るため、外港地区及び大森地区に再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。[既定計画]